

# 第 1 章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景

日本の総人口は平成27年に1億2,709万人で、65歳以上の高齢者数は3,346万人と高齢化率※は26.6%となっています。今後も、人口が減少すると見込まれるなかで、高齢者数は増加し少子化の進行と相まって、平成37(2025)年には高齢者数は3,657万人、高齢化率は30%を超えると見込まれています。

こうした高齢化の進行に伴う要介護高齢者の増加に加え、核家族化の進行など要介護者を支えてきた家族をめぐる状況の変化に対応するため、平成12年に創設された介護保険制度は、平成18年度に予防重視型システムへの転換や地域密着型サービスの導入、地域包括支援センターの創設などが行われたほか、平成24年度には、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向け、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスが創設されました。また、平成27年度には在宅医療・介護連携や新しい介護予防・日常生活支援総合事業の取組が図られるとともに、平成27年1月に策定された「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」に基づく認知症施策が推進されてきました。

本市では、平成5年に老人福祉法および老人保健法に基づく「函館市高齢者等保健・医療・福祉計画」を、平成12年には第2次計画と介護保険事業計画を一体的に策定し、以来3年ごとに計画を見直しながら、高齢者の保健・福祉に関わる各種サービスの総合的な提供に努めてきました。

このようななか、平成29年6月には、地域包括ケアシステムの深化・推進および介護保険制度の持続可能性の確保を目的とする「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、介護保険法が改正されたことから、自立支援・重度化防止の取組や、医療・介護の連携などを推進し、団塊の世代がすべて75歳を迎える平成37(2025)年までの中長期的な視野に立った計画を策定します。

※高齢化率：年齢不詳者数を除く人口に対する高齢者数の割合

## 第2節 法令などの根拠

この計画は、介護保険の利用の有無にかかわらず、高齢者全体の保健・福祉の施策全般を定める高齢者保健福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込量などを定める介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画であり、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現のために取り組むべき施策全般を盛り込み、今回が第8次の計画となります。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画であり、要支援・要介護者の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案し、介護給付等対象サービスの種類ごとの量や地域支援事業の量の見込み等を定めるもので、今回が第7期の計画となります。

## 第3節 計画策定に向けた取組および体制

1

函館市高齢者計画策定推進委員会の開催

計画の策定にあたり、市民の意見を反映するために、学識経験者や保健・医療関係者、福祉関係者、市民団体および一般公募により選出された市民により構成する「函館市高齢者計画策定推進委員会」を開催しました。

2

市民への情報公開

函館市高齢者計画策定推進委員会での協議については公開し、協議経過を市のホームページ上で公開するほか、計画の内容について、パブリックコメントで広く市民の意見を聞く機会を設けます。

## 3

## 各種調査の実施

計画の策定にあたり、高齢者や介護サービス事業者の実態・意向を把握するため、以下の調査を実施しました。

**(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(151ページ参照)**

日常生活圏域ごとの課題やニーズ、必要なサービスの種類や量、サービス提供基盤の整備や地域支援事業の構築等の進め方の具体的方策について検討するため、日常生活圏域ごとに要支援認定者および非認定者(要支援・要介護認定者を除いた者)から無作為抽出した7,986人に対し、高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等について調査しました。

**(2) 在宅介護実態調査(159ページ参照)**

介護離職を防止するためにどのようなサービスが必要なのかという観点から、「高齢者等の適切な在宅介護の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスのあり方を検討するため、居宅介護支援事業所の要介護認定等訪問調査員による聞き取りを598件行い、家族等からの介護の状況、介護者の勤務形態等について調査しました。

**(3) 介護保険施設等入所(入居)申込者状況調査(167ページ参照)**

介護保険施設等の施設・居住系サービスの必要量の設定等に係る基礎資料とするため、市内に所在する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などの介護保険施設等に対し、当該施設に入所(入居)申込みをしている方の居住地、要介護度、居場所等を調査しました。

**(4) 介護保険サービス等の提供に係る事業者意向調査**

計画策定のための基礎資料として、サービス提供に係る事業者の意向を把握するため、市内で介護保険サービスを提供している法人に対し、計画期間内における新規事業の開始、事業内容の変更、事業の休廃止等の意向を調査しました。

## 第4節 計画期間

計画の期間は、介護保険法に基づき平成30年度から32年度までの3年間とします。

計画名 (計画期間)	年度(平成)	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	
函館市高齢者等保健・医療・福祉計画 (平成5～11年度)			■	■	■	■	■	■																											
第2次函館市高齢者等保健・医療・福祉計画 函館市介護保険事業計画 (平成12～16年度)									■	■	■	■	■																						
第3次函館市高齢者等保健・医療・福祉計画 第2期函館市介護保険事業計画 (平成15～19年度)														■	■	■	■	■																	
第4次函館市高齢者等保健・医療・福祉計画 第3期函館市介護保険事業計画 (平成18～20年度)																																			
第5次函館市高齢者保健福祉計画 第4期函館市介護保険事業計画 (平成21～23年度)																																			
第6次函館市高齢者保健福祉計画 第5期函館市介護保険事業計画 (平成24～26年度)																																			
第7次函館市高齢者保健福祉計画 第6期函館市介護保険事業計画 (平成27～29年度)																																			
第8次函館市高齢者保健福祉計画 第7期函館市介護保険事業計画 (平成30～32年度)																																			

## 第5節 他の計画との整合

計画の策定にあたっては、国の基本指針に則し、同時に策定される北海道の高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画および医療計画との整合を図りながら策定します。

また、第3次函館市地域福祉計画や第5期函館市障がい福祉計画、他の高齢者に関する事項を定める各種計画と調和が保たれたものとなりました。

## トピックス

### 〔地域包括ケアシステム〕

地域包括ケアシステムとは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供される地域の包括的な支援体制です。

